

建設業の働き方改革（労働時間規制など）を踏まえた 余裕のある工期設定をお願いします

建設業では、2024年4月から時間外労働の上限規制が罰則付で適用が開始されています。**（上限規制違反の違法工事は法律で禁止！）**

**工事発注の際は時間外労働を前提としない、
余裕のある工期**で契約を締結するなど、
働く方の休日数（週休2日）も考慮した対応を
お願いします。



著しく短い工期を設定するなどの行為は禁止！



※「注文者」には、元請負人、下請に出している下請負人、発注者が含まれます。

適切に契約変更（工期変更）しましょう！

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、その原因を特定（発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもの）した上で、**受発注者間で協議して必要に応じて契約変更（工期変更）**を行いましょう。

建設業法や工期に関する基準

建設業法において、国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、**勧告**を行うことができ、従わない場合はその旨**公表**できることになっています。

また、発注者と受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項をまとめた、建設工事の「工期に関する基準」が策定されています。

工期に関する基準



https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

改正労働基準法等の関係制度の周知並びに理解の促進に向けて、建設業者による自主的な取組を促進し、その他必要な支援等を行うことを目的とする会連体です。（一社）島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、（一社）島根県経営者協会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県、中国地方整備局、松江国道事務所、島根労働局（事務局）により構成されています。